



2023年5月22日

各 位

会社名	ニチアス株式会社
代表者	代表取締役社長 亀津 克己
コード番号	5393 (東証 プライム)
問合せ先	代表取締役 専務執行役員 山本 司
電話番号	(広報課) 03-4413-1194
(URL)	( <a href="https://www.nichias.co.jp">https://www.nichias.co.jp</a> )

## **譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2023年6月29日に開催予定の第207期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

### **1. 本制度の導入の目的および条件**

#### **(1) 導入の目的**

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

#### **(2) 導入の条件**

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主のみなさまのご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第181期定時株主総会において月額32百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主のみなさまにご承認をお願いする予定です。

### **2. 本制度の概要**

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるとなります。

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額1億円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とされない範囲で取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

### **3. 当社の執行役員への適用**

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の取締役を兼務していない執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上